

第112期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

1. 当行の新株予約権等に関する事項……	1
2. 特定完全子会社に関する事項………	3
3. 親会社等との間の取引に関する事項…	3
4. 会計参与に関する事項………	3
5. その他………	3

(計算書類)

株主資本等変動計算書………	4
個別注記表………	6

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書………	17
連結注記表………	18

(2017年 4 月 1 日から
2018年 3 月31日まで)

株式会社 静岡銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名 称 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2007年7月27日 ③新株予約権の数 180個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2007年7月28日から2032年7月27日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2008年7月18日 ③新株予約権の数 180個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2008年7月19日から2033年7月18日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2009年7月24日 ③新株予約権の数 270個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2009年7月25日から2034年7月24日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2010年7月23日 ③新株予約権の数 380個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2010年7月24日から2035年7月23日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2011年7月22日 ③新株予約権の数 410個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 41,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2011年7月23日から2036年7月22日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①名 称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第6回新株予約権 2012年7月24日 440個 普通株式 44,000株 2012年7月25日から2037年7月24日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第7回新株予約権 2013年7月23日 340個 普通株式 34,000株 2013年7月24日から2038年7月23日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	①名 称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第8回新株予約権 2014年7月22日 600個 普通株式 60,000株 2014年7月23日から2039年7月22日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	①名 称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第9回新株予約権 2015年7月21日 260個 普通株式 26,000株 2015年7月22日から2040年7月21日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	①名 称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第10回新株予約権 2016年7月19日 360個 普通株式 36,000株 2016年7月20日から2041年7月19日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名 称	第11回新株予約権	7名
	②新株予約権の割当日	2017年7月18日	
	③新株予約権の数	500個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年7月19日から2042年7月18日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	

（２）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2013年4月25日発行)に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	2013年4月9日
新株予約権の数	5,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,622,272株
1株当たりの転換価額	13.29米ドル
行使期間	2013年5月10日から2018年4月11日まで
新株予約権付社債の残高	500,000千米ドル

(注) 上記新株予約権付社債は、2018年4月25日に全て償還されております。

- ② 2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2018年1月25日発行)に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	2018年1月9日
新株予約権の数	3,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 21,352,313株
1株当たりの転換価額	14.05米ドル
行使期間	2018年2月8日から2023年1月11日まで
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

2. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

3. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

5. その他

該当事項はありません。

第112期（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	90,845	54,884	54,884	90,845
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
特別積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	90,845	54,884	54,884	90,845

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	特別積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,419	33	503,700	20,880	618,878	△42,503	722,105
当期変動額							
剰余金の配当				△11,991	△11,991		△11,991
固定資産圧縮積立金の積立	39			△39	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	△95			95	—		—
特別償却準備金の取崩		△6		6	—		—
特別積立金の積立			5,000	△5,000	—		—
当期純利益				43,431	43,431		43,431
自己株式の取得						△9,789	△9,789
自己株式の処分				△7	△7	108	101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△56	△6	5,000	26,495	31,432	△9,680	21,751
当期末残高	3,362	26	508,700	47,375	650,311	△52,183	743,857

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	164,679	818	165,498	407	888,012
当期変動額					
剰余金の配当					△11,991
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別償却準備金の取崩					—
特別積立金の積立					—
当期純利益					43,431
自己株式の取得					△9,789
自己株式の処分					101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	28,499	△147	28,351	△57	28,294
当期変動額合計	28,499	△147	28,351	△57	50,046
当期末残高	193,179	671	193,850	350	938,058

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 98,451百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,042百万円、延滞債権額は76,255百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は349百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,115百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,764百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28,866百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 241百万円

有価証券 559,966百万円

担保資産に対応する債務

預金 43,093百万円

売現先勘定 77,964百万円

債券貸借取引受入担保金 68,589百万円

借用金 247,148百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券22,131百万円及び預け金212百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,008百万円及び中央清算機関差入証拠金43,900百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,759,156百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,650,197百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 100,202百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,553百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、23,555百万円であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託228百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 68,234百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 109,752百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	1,856百万円
役務取引等に係る収益総額	1,381百万円
特定取引に係る収益総額	486百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	142百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	525百万円
役務取引等に係る費用総額	915百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	6,656百万円
関係会社とのその他の取引	
資産の購入額等	77,101百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	静銀信用保証 株式会社	所有 直接100.00%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	1,799,370	—	—
				保証の履行による 当行ローンの回収	637	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

静銀信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、同社に対して各種ローン債務者が直接支払っているほか、当行が貸出金利息に含めて受領後に2,473百万円を支払っております。
保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の 近親者	飯尾 万喜三	—	—	資金の貸付	(平均残高) 456	貸出金	295
役員の 近親者	後藤 快	被所有 直接0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 122	貸出金	116
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	パークビュー アセット 株式会社	—	—	資金の貸付	(平均残高) 444	貸出金	463

取引条件及び取引条件の決定方針等

貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	41,360	10,049	105	51,304	(注)1、2
合計	41,360	10,049	105	51,304	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加10,049千株は、市場買付10,000千株及び単元未満株式の買取請求49千株による増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少105千株は、ストック・オプションの権利行使等による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2018年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△10

2. 満期保有目的の債券（2018年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	社債	19,597	19,599	2
	小計	19,597	19,599	2
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		19,597	19,599	2

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	16,882	24,751	7,868
合計	16,882	24,751	7,868

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	81,202
関連法人等株式	366
合計	81,569

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2018年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	360,849	95,427	265,421
	債券	543,590	537,887	5,702
	国債	387,539	386,497	1,042
	地方債	20,842	20,342	500
	社債	135,208	131,048	4,159
	その他	220,570	213,508	7,062
	うち外国債券	146,498	145,764	733
	小計	1,125,009	846,823	278,186
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	500	531	△31
	債券	123,136	123,661	△525
	国債	—	—	—
	地方債	52,046	52,239	△192
	社債	71,089	71,422	△332
	その他	236,151	241,305	△5,154
	うち外国債券	110,720	112,013	△1,293
	小計	359,788	365,498	△5,710
合計		1,484,798	1,212,322	272,475

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	4,961
その他	7,780
合計	12,742

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	13,130	8,932	—
債券	95,339	214	12
国債	80,392	214	—
地方債	9,302	—	0
社債	5,644	—	12
その他	808,504	13,375	11,354
うち外国債券	416,051	895	5,254
合計	916,975	22,522	11,367

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの （百万円）	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの （百万円）
満期保有目的の金 銭の信託	3,700	3,700	0	0	—

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,993百万円
退職給付引当金	7,366
有価証券償却	6,879
その他	8,115
繰延税金資産小計	<u>32,355</u>
評価性引当額	<u>△7,756</u>
繰延税金資産合計	<u>24,599</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△79,296
退職給付信託設定益	△5,222
退職給付信託返還有価証券	△1,801
その他	<u>△1,814</u>
繰延税金負債合計	<u>△88,134</u>
繰延税金負債の純額	<u>△63,534</u> 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,579円09銭
1株当たりの当期純利益金額	72円52銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

(ご参考)

信 託 財 産 残 高 表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
有価証券	9	金銭信託	802
銀行勘定貸金	228		
現金預け金	563		
合計	802	合計	802

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 5百万円
3. 元本補填契約のある信託については、下表のとおりです。

元 本 補 填 契 約 の あ る 信 託

(2018年3月31日現在)

金銭の信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸金	228	元本の他	228
		その他	0
合計	228	合計	228

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第112期（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,845	54,884	664,459	△42,503	767,686
当期変動額					
剰余金の配当			△11,991		△11,991
親会社株主に帰属する当期純利益			50,130		50,130
自己株式の取得				△9,789	△9,789
自己株式の処分			△7	108	101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	38,131	△9,680	28,450
当期末残高	90,845	54,884	702,591	△52,183	796,137

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	165,605	750	198	△1,069	165,484
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	28,743	△189	△2,896	3,785	29,443
当期変動額合計	28,743	△189	△2,896	3,785	29,443
当期末残高	194,349	561	△2,697	2,715	194,928

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当期首残高	407	1,140	934,719
当期変動額			
剰余金の配当			△11,991
親会社株主に帰属する当期純利益			50,130
自己株式の取得			△9,789
自己株式の処分			101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△57	251	29,638
当期変動額合計	△57	251	58,089
当期末残高	350	1,392	992,808

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 12社

会社名 静銀経営コンサルティング株式会社
静銀リース株式会社
静銀コンピューターサービス株式会社
静銀信用保証株式会社
静銀ディーシーカード株式会社
静岡キャピタル株式会社
静銀ティーエム証券株式会社
静銀総合サービス株式会社
静銀モーゲージサービス株式会社
静銀ビジネスフリエイト株式会社
欧州静岡銀行 (Shizuoka Bank(Europe)S.A.)
Shizuoka Liquidity Reserve Limited

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 12社

主要な会社名 静岡中小企業支援3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 3社

会社名 静銀セゾンカード株式会社
マネックスグループ株式会社
コモンズ投信株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 12社

主要な会社名 静岡中小企業支援3号投資事業有限責任組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

主要な会社名 しずおか観光活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券またはデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内の連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 2017年3月29日）について、「持分法適用関連会社の会計処理の統一」の当面の取扱いを当連結会計年度から適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は4,395百万円、延滞債権額は77,704百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は349百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,118百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,569百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,866百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	241百万円
有価証券	592,285百万円
担保資産に対応する債務	
預金	43,093百万円
売現先勘定	104,080百万円
債券貸借取引受入担保金	68,589百万円
借入金	251,722百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券22,131百万円及び預け金212百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金2,052百万円、金融商品等差入担保金2,157百万円及び中央清算機関差入証拠金43,900百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,740,949百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,635,133百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 109,108百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 9,563百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、23,555百万円であります。
11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託228百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	645,129	—	—	645,129	
合計	645,129	—	—	645,129	
自己株式					
普通株式	41,360	10,049	105	51,304	(注) 1、2
合計	41,360	10,049	105	51,304	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加10,049千株は、市場買付10,000千株及び単元未満株式の買取請求49千株による増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少105千株は、ストック・オプションの権利行使等による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会 計年度末 減少	
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			350
合計			—			350

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月16日 定時株主総会	普通株式	6,037百万円	10円	2017年3月31日	2017年6月19日
2017年11月7日 取締役会	普通株式	5,953百万円	10円	2017年9月30日	2017年12月8日
合計		11,991百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2018年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 6,532百万円
 ②1株当たり配当額 11円
 ③基準日 2018年3月31日
 ④効力発生日 2018年6月18日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは静岡県を主要な営業基盤として銀行業務を中心にリース業務、金融商品取引業務などの総合金融サービスを提供しております。

グループの中核となる当行では、お客さまの資金運用ニーズにおこたえするため、円貨預金に加え、外貨預金、国債、投資信託、個人年金保険などの金融商品を幅広く提供しているほか、個人向けローンや中小企業向けの貸出業務を通じ、地域のお客さまへの安定的な資金供給に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお客さまに対する貸出金や、債券、株式などの有価証券で構成されております。

貸出金は主として貸出先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、貸出金の約6割は静岡県内のお客さま向けとなっており、地域経済環境の変化や巨大地震などにより、信用リスクが集中して発生する可能性を有しております。

有価証券については安全性や流動性を重視した運用方針のもと、債券、株式、投資信託などを保有しております。これらは発行体の信用状態や金利の変動による市場価格の変動リスクに晒されております。株式などの保有有価証券の価格が下落した場合には減損または評価損の発生により、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融負債は、主として国内のお客さまからの預金や、短期金融市場からの調達により構成されております。これらの負債は、当行の格付が低下するなど信用が低下した場合や市場環境の悪化などにより、資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。

デリバティブ取引は、お客さまの為替や金利に係るリスクヘッジに対応するため、また、当行グループの市場リスクの適切な管理を目的とし、資産・負債の総合管理（ALM）及び個別取引のヘッジに活用しております。さらに、短期的な売買を行うトレーディング取引を行っております。

デリバティブ取引の主な種類としては、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、金利・為替などの市場の変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティリスク）を有しております。また、金融資産、金融負債の間には、金利や期間のミスマッチによる金利変動リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理体制

当行グループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「リスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続きなど、基本的枠組みを定め管理しております。

また、収益の向上及び健全性の維持のバランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心として導入しております。

「リスク資本配賦」とは、リスク限度を経営体力の中で許容できる範囲内に設定することで過大なリスクテイクを行わない仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資として各業務執行部署に配賦し、仮に市場リスクや信用リスクなどが顕在化した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしております。

② 信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの回収が困難になることで損失を被るリスクをいいます。

貸出資産などの健全性を確保するため、リスク統括部信用リスクグループを信用リスク管理部署として国内外の信用リスク全般の管理を行っております。特に信用リスク管理の根幹を成す「債務者格付制度」を含む内部格付制度については、審査部格付審査グループが「運用」、与信部門（審査部）から機能的に独立した信用リスクグループが制度の「設計」と「運用の監視」、リスク統括部リスク統括グループが制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しております。

さらに、信用リスク管理がルールに則って適正に行われているかを、自己査定実施プロセスの検証などを通じて、監査部が監査する体制としております。

また、信用リスクグループは、銀行全体の与信ポートフォリオに内在する信用リスクの状況を統計的手法により計量化し、将来発生する可能性のあるリスク量を把握するほか、大口与信先や特定の業種への与信集中の状況などをモニタリングし、過大な信用リスクが発生しないようにコントロールを行っております。

信用リスクの管理状況については、下記に記載する市場リスクの管理状況、流動性リスクの管理状況と合わせて、頭取を議長とする月次の「統合リスク・予算管理会議」などを通じて経営に報告する体制となっております。

③ 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場性取引において、リスク資本配賦額や評価損益額のほかに、ポジション額や感応度等に限度を設けることで、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしております。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、市場リスク量が一定範囲に収まるようALMヘッジ基準を定めており、経営企画部ALMグループ（2018年4月2日以後、事業戦略ALMグループ）は金利リスクの状況や金利見通しに基づくALMヘッジの取組方針について、「統合リスク・予算管理会議」において審議する体制としております。

市場部門の組織は取引執行部署と事務管理部門とを厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門を設置し相互牽制体制を確立しております。また、この3部門の牽制体制の有効性を被監査部門から独立した監査部が検証を行っております。

④ 流動性リスク管理体制

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、債券などの金融商品の売買において市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門の設置、及び資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置することで相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰り管理部門の1つである資金証券部資金為替グループにおいては、市場調達額が過大とならないように資金調達可能額の範囲内にコントロールしているほか、市場環境に留意し安定的な資金繰りに努めております。また、流動性リスク管理部門であるリスク統括グループでは、資金化可能な高流動性資産の保有状況を含めた資産負債構造の安定性評価や資金繰りポジションの状況のほか、資金繰り管理部門の管理状況などをモニタリングしております。

また、不測の事態への対応として、非常時の資金繰り管理を「第1フェーズ（予防的段階）」、「第2フェーズ（要注意段階）」、「第3フェーズ（流動性懸念段階）」及び「第4フェーズ（流動性枯渇段階）」の4区分に設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対処できる体制を整備しております。

市場流動性リスクについては、流動性リスク管理部門が高流動性資産の保有状況を適時モニタリングしているほか、フロントオフィスにおいては流動性を考慮した上での運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠設定などにより対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,051,482	1,051,482	—
(2) コールローン及び買入手形	200,599	200,599	—
(3) 特定取引資産 売買目的有価証券	11,445	11,445	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	32,027	32,254	226
其他有価証券	1,532,364	1,532,364	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	8,263,507 △37,634		
	8,225,873	8,251,043	25,170
資産計	11,053,793	11,079,190	25,397
(1) 預金	9,474,374	9,474,799	425
(2) 譲渡性預金	150,560	150,560	0
(3) コールマネー及び売渡手形	69,661	69,661	—
(4) 売現先勘定	104,080	104,080	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	68,589	68,589	—
(6) 借入金	283,200	283,151	△49
負債計	10,150,467	10,150,843	375
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,523	1,523	—
ヘッジ会計が適用されているもの	13,842	13,842	—
デリバティブ取引計	15,365	15,365	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産 (*3)

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、受取保証料を反映させるなど所定の調整を行ったうえで下記（5）貸出金の算定方法に準じて時価を算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付、担保・保証の状況、期間に基づく区分ごとに元利金の将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または市場金利等に内部格付に応じた信用コスト率、経費率を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債（＊３）

（１）預金、及び（２）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、預入期間が短期間（１年以内）のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）コールマネー及び売渡手形、（４）売現先勘定、及び（５）債券貸借取引受入担保金

すべて約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（６）借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）などであり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（＊３）金利スワップの特例処理を適用したヘッジ対象取引は、当該金利スワップと一体の取引として扱っております。また、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定するものについて、算定日における経過勘定（未払利息・未収利息等）を勘案後の時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（４）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	6,297
組合出資金等（＊３）	9,703
合計	16,001

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。また、非連結子会社等への出資金1,917百万円等を含んでおります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	11,169百万円
退職給付に係る負債	6,684
有価証券償却	6,537
その他	8,931
繰延税金資産小計	<u>33,322</u>
評価性引当額	<u>△7,372</u>
繰延税金資産合計	<u>25,950</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△80,068
退職給付信託設定益	△5,222
退職給付信託返還有価証券	△1,801
その他	<u>△1,816</u>
繰延税金負債合計	<u>△88,908</u>
繰延税金負債の純額	<u>△62,957</u> 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,668円95銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	83円71銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 42百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,000株	普通株式 66,000株	普通株式 89,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付 与 日	2007年7月27日	2008年7月18日	2009年7月24日	2010年7月23日	2011年7月22日	2012年7月24日
権 利 確 定 条 件	権 利 確 定 条 件 は 定 め て い な い	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
対 象 勤 務 期 間	対 象 勤 務 期 間 は 定 め て い な い	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
権 利 行 使 期 間	2007年7月28日から 2032年7月27日まで	2008年7月19日から 2033年7月18日まで	2009年7月25日から 2034年7月24日まで	2010年7月24日から 2035年7月23日まで	2011年7月23日から 2036年7月22日まで	2012年7月25日から 2037年7月24日まで

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 88,000株	普通株式 92,000株	普通株式 37,000株	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株
付 与 日	2013年7月23日	2014年7月22日	2015年7月21日	2016年7月19日	2017年7月18日
権 利 確 定 条 件	権 利 確 定 条 件 は 定 め て い な い	同 左	同 左	同 左	同 左
対 象 勤 務 期 間	対 象 勤 務 期 間 は 定 め て い な い	同 左	同 左	同 左	同 左
権 利 行 使 期 間	2013年7月24日から 2038年7月23日まで	2014年7月23日から 2039年7月22日まで	2015年7月22日から 2040年7月21日まで	2016年7月20日から 2041年7月19日まで	2017年7月19日から 2042年7月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

・ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権 利 確 定 前						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付 与	—	—	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—	—	—
未 確 定 残	—	—	—	—	—	—
権 利 確 定 後						
前連結会計年度末	18,000株	18,000株	32,000株	46,000株	49,000株	60,000株
権 利 確 定	—	—	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	5,000株	8,000株	8,000株	16,000株
失 効	—	—	—	—	—	—
未 行 使 残	18,000株	18,000株	27,000株	38,000株	41,000株	44,000株

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
権 利 確 定 前					
前連結会計年度末	—	—	—	50,000株	—
付 与	—	—	—	—	50,000株
失 効	—	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	50,000株	—
未 確 定 残	—	—	—	—	50,000株
権 利 確 定 後					
前連結会計年度末	55,000株	82,000株	37,000株	—	—
権 利 確 定	—	—	—	50,000株	—
権 利 行 使	21,000株	22,000株	11,000株	14,000株	—
失 効	—	—	—	—	—
未 行 使 残	34,000株	60,000株	26,000株	36,000株	—

・単価情報

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	984円	984円	984円	984円
付与日における 公正な評価単価(注)	1,153円	1,057円	875円	704円	709円	743円

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	984円	984円	984円	984円	—
付与日における 公正な評価単価(注)	1,135円	1,079円	1,351円	730円	899円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2017年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は次のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2017年 Stock・オプション
株価変動性(注1)	30.2%
予想残存期間(注2)	5年
予想配当(注3)	20.0円／株
無リスク利子率(注4)	△0.042%

(注) 1. 予想残存期間5年に対応する期間（2012年7月から2017年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役の退任時年齢の平均と現取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 2017年3月期の配当実績

4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。